

空き家 無料 相談会

☒ 地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎）

ご自身の空き家や空き地で困っていませんか？



- Q 空き家を売りたいけどどうすればいいの？
- Q 相続や登記の手続きはどうすればいいの？
- Q どうやって空き家を管理すればいいの？
- Q 実家を相続したけどどうすればいいの？

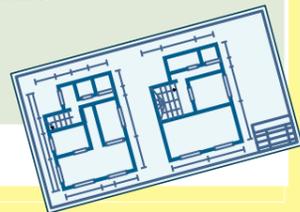


空き家に関するお悩みについて「専門家」からアドバイスを受けられます

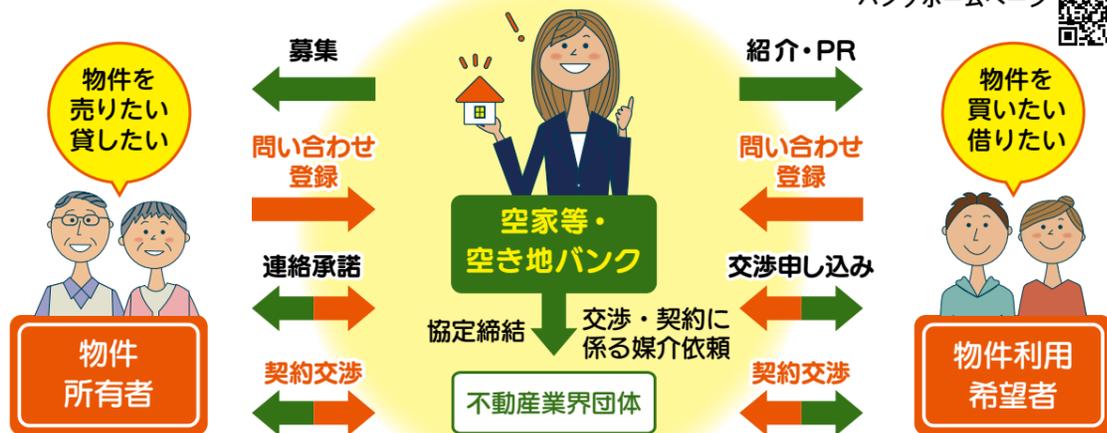
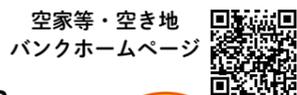
日時 **10月18日** 出
午後1時30分から

場所 下稻吉コミュニティセンター
2階会議室

対象者	★ 市内に 空き家 を所有している方 ★ 相続などにより、市内に 空き家 を所有する可能性がある方
内容	弁護士、司法書士、宅建物取引士による空き家の管理、相続、活用、解体などに関する相談 ※1組30分（事前予約制／先着5組） ※相談内容に応じて登記簿や図面、相続関係図などの資料をお持ちいただくとスムーズに相談できます
申込期間	8月25日 ～ 9月12日 出 / 午前8時30分～午後5時15分（田日除く） 電話または受付窓口でご予約の上、申込書を提出してください。 ※電話予約の方は、その日から1週間以内に申込書を提出してください。 期限内に提出がない場合はキャンセル扱いとなります。
受付窓口	地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎） ☎ 029-886-3301



「空家等・空き地バンク」を活用してみませんか



空き家バンクリフォーム事業補助金も活用できます

空家等・空き地バンク制度を利用して空き家（空き地を除く）の売買または賃貸契約を締結した物件利用希望者	一定条件を満たす方がリフォームなどをした場合の費用	上限 20万円
--	---------------------------	------------

後期高齢者対象 無料の 歯科健康診査 を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

実施期間 **9月1日**～**12月31日** 水
※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

対象者 茨城県の後期高齢者医療制度の被保険者で、前年度に **75歳**、**80歳**、**85歳** の誕生日を迎えた方。

- ① 昭和24年4月1日～昭和25年3月31日 生まれの方
- ② 昭和19年4月1日～昭和20年3月31日 生まれの方
- ③ 昭和14年4月1日～昭和15年3月31日 生まれの方

※対象となる方には、8月下旬頃に歯科健康診査の案内を送付します。（長期入院・施設入所者などを除く）

健診内容 ①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪っかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドコキネシス）、⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

受診場所 茨城県歯科医師会に所属しており、送付する案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

受診方法 ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入の上、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）または資格確認書等、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

お問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎029-309-1212